

体育施設使用許可の条件

下記の使用許可の条件を使用者全員に知らせ、これを厳守してください。
違反があった場合は許可を取り消し、その後の申請も受け付けません。

記

1 施設・設備使用について

- (1) 使用許可された目的以外には絶対に使用しないでください。また、許可された内容に変更（使用人数の大きな変動等も含めて）が生じた場合は、前もって必ず連絡をしてください。
- (2) 使用の権利は、他に譲渡又は転貸することはできません。
- (3) 使用を許可された体育施設以外への立入を禁止します。
また、体育施設の用具倉庫等で子どもが遊ばないよう注意してください。
- (4) 使用時間は、準備・後片付け・清掃の時間を含みます。使用時間を厳守し、終了後は速やかに退出してください。
- (5) 施設設備及び器具などは、大切に取扱ってください。申請された設備、器具以外は使用できません。
- (6) 体育館内では、専用のシューズを着用してください。
- (7) 水分補給用の飲物以外の飲食物の持込みは禁止します。
- (8) 使用後は、使用した器具等を所定の場所へ戻し、モップ等で清掃・整備してください。
- (9) 使用中、体育施設及び他の学校施設、設備、器具等を破損した場合は、代表者は、速やかに校長に報告し、その指示に従い、原形に戻すか、弁償してください。

2 駐車場・駐輪場について

- (1) 正面玄関前の駐車スペースを御利用ください。指定場所以外には、駐車をしないでください。
- (2) 自転車は、駐輪場へお願いします。

3 その他

- (1) 敷地内及び周辺での喫煙は禁止します。喫煙場所がありませんので、敷地内での喫煙は御遠慮ください。近隣の迷惑となるため正門前での喫煙も御遠慮ください。
- (2) ゴミは持ち帰りとなっております。使用後に点検し、必ずお持ち帰りください。
- (3) 敷地内での飲酒、火気の使用はできません。
- (4) 貴重品などの盗難・紛失につきましては自己責任となりますので十分にご注意ください。
- (5) 学校は教育の場所であることを配慮のうえ、「来たときよりも美しく」を心がけてください。